

会員外秘

パナソニック松九会スローガン

友愛と連帯のもと 相互の親睦を深め
健康で意義ある人生を送ろう

2025年度

臨時総会議案書

日時 2025年7月24日(木)

会場 書面(メール、FAX)決議

パナソニック 松九会

2025年7月度 臨時総会

5月26日に会長 前田 究 様のご逝去されたことに伴い、役員改選を行うことになりました。
7月23日の幹事会にて新会長・新副会長候補が推薦されましたので、規約に基づき7月24日に臨時総会（書面）を開催いたしました。

1. 議 事

審議事項

1号議案： 2025年度 役員改選の件

2号議案： 規約改定の件

2. 議事事項に対する臨時総会構成者の意向集約結果

臨時総会を構成する役員16名と代議員12名の計28名から、議事事項の意向を集約した結果、審議事項は原案通り承認いただいたことを報告いたします。

2025年7月24日

副会長 下村 広樹

1号議案： 2025年度 役員改選の件

5月26日に会長 前田 究 様のご逝去されたことに伴い、7月全体幹事会にて新会長・新副会長として下記の方が推薦されましたので、ご承認ください。

| | | | |
|-------|-----|-----|-----------|
| 会 長 | 下 村 | 広 樹 | (現 副 会 長) |
| 副 会 長 | 谷 | 泰 徳 | (現 顧 問) |

結果、2025年度8月1日付で役員体制は次の通りになります

| | | | | |
|-------|-----|-----|--------|----|
| 会 長 | 下 村 | 広 樹 | (現副会長) | 新任 |
| 副 会 長 | 谷 | 泰 徳 | (現顧問) | 新任 |

幹事 (福岡ブロック)

| | | | |
|-----|-----|-----|-----------|
| 幹 事 | 森 | 泰 一 | (北東地区 担当) |
| 幹 事 | 岡 部 | 幸 雄 | (西地区 担当) |
| 幹 事 | 戸 田 | 明 利 | (中地区 担当) |
| 幹 事 | 草 場 | 学 | (南地区 担当) |
| 幹 事 | 株 元 | 睦 | (南東地区 担当) |
| 幹 事 | 香 月 | 俊 幸 | (筑後地区 担当) |

幹事 (九州ブロック)

| | | | |
|-------|-----|-----|-----------|
| 幹 事 | 西 川 | 吉 弘 | (佐賀地区 担当) |
| 幹 事 | 千 住 | 良 孝 | (大分地区 担当) |
| 幹 事 | 松 田 | 尉 二 | (熊本地区 担当) |
| 幹 事 | 水 野 | 英 晴 | (宮崎地区 担当) |
| 幹 事 | 川 畑 | 義 廣 | (鹿児島地区担当) |
| 幹 事 | 川 崎 | 隆 一 | (長崎地区 担当) |
| 監 査 役 | 保 田 | 一 利 | |
| 事務局長 | 田 中 | 輝 彦 | |

2号議案：規約改定の件

1. 改定の主旨

現役役員が急逝した場合の役員改選に関する規約を追加改定する。

2. 規約改定の背景と狙い

現役の会長が5月に急逝したことで規約に基づき副会長が代行を務めることになったが、残任期間が10カ月もあり対外的な任務に支障を来す恐れがあるため、残任期間が6か月以上ある場合は新会長を選任するよう規約を改定する。

以下、規約改定の内容：

役員任期 第9条

- ⑤ 役員に職務を遂行できない事情が発生した場合、会長が代行者を指名し幹事会の承認を得て、次期役員を選出するまで職務を行うものとする。
但し、残任期間が6か月以上ある場合は新役員を選任するものとする。

役員職務 第10条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- ② 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故または逝去あるときはその職務を代行する。

パナソニック松九会 規約

- 目的 第 1 条 この会は、会員相互の友愛と連帯の精神にもとづき、会員の親睦を深め、健康で意義ある人生づくりに寄与することを目的とする。
- 名称 第 2 条 この会はパナソニック松九会という。
- 事務所 第 3 条 この会の事務所を福岡市博多区美野島 4 丁目 1 番 6 2 号におく。
- 事業 第 4 条 この会は第 1 条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。
1. 文化・スポーツの同好会、レクリエーション、懇親会等の親睦活動およびボランティア活動。
2. 慶弔見舞、病氣見舞いにかかわる福祉活動。
3. 会報の発行、及びホームページの運営。
4. 生涯学習、その他必要な活動。
- 会員 第 5 条 この会は、旧九州松下電器株式会社(以下(株)とする)、旧宮崎松下電器(株)、旧鹿児島松下電子(株)及び、パナソニック(株)とその指定する関係会社ならびにパナソニック健康保険組合のそれぞれの定年退職(定年扱いを含む)を迎えた社員、及び10年以上の勤務実績があり、満50歳以上に達した者で、この会の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た者を会員とすることを原則とする。
本条に該当しない入会希望者に関する事項は幹事会の付議事項とする。
② 会員は、原則としてその居住地により別に定められた地区に所属する。
会員の所属地区区分は別表に定める。
③ 会員は次の事情が発生したとき退会するものとする。
1. 会員が死亡したとき。
2. 会員より退会の申し入れがあったとき。
3. この会の品位を著しく損なう等の言動があり、会員として不相当と認められたとき。
4. 会費未納が1年以上続き納入の要請に応じない、または消息不明で連絡が取れないとき。
ただし、2, 3, 4の項目が発生したとき、当該幹事が会員の事情を確認したうえ、幹事会で決定する。

会 費

第 6 条 この会の会費は次のとおりとする。

1. 会員は入会時に所定の入会金を納入するとともに年度毎に年会費を納入するものとし、入会金、年会費の額は別表に定める。
2. 既納の入会金・年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとする。
3. 会の行事に参加する会員は、必要経費をその都度負担する。

役員および顧問

第 7 条 この会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 1 名
3. 事務局長 1 名
4. 監 査 役 1 名
5. 幹 事 地区ごとに 1 名

② 会長は、幹事会の承認を得て若干名の顧問を委嘱することができる。

役員 の 選 出

第 8 条 会長、副会長は幹事会で推薦する。

- ② 事務局長は、パナソニックグループから選出された松九会会員とする。
- ③ 監査役は幹事会で推薦する。
- ④ 幹事は当該地区の会員から推薦された者とする。
- ⑤ 前各項の役員の選出は、いずれも総会においてその承認を得るものとする。

役員 の 任 期

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、総会終了時から翌々年の総会終了時までとする。

- ② 役員は再任することを妨げない。ただし、同一役職の在任期間は連続 3 期までを原則とするが、やむを得ない場合は幹事会にて延長を承認する。
- ③ 欠員により補充された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
- ④ 役員は任期満了後も、後任者が就任するまで職務を行うものとする。
- ⑤ 役員に職務を遂行できない事情が発生した場合、会長が代行者を指名し幹事会の承認を得て、次期役員を選出するまで職務を行うものとする。

但し、残任期間が 6 カ月以上ある場合は新役員を選任するものとする。

役員 の 職 務

第 10 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- ② 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故**または逝去**あるときはその職務を代行する。
- ③ 幹事は幹事会を構成し、会務を決定遂行するとともに、担当地区内の会員動静を把握して事業活動を推進する。
- ④ 監査役は、会の決算について監査を行い、その結果を総会に報告する。
- ⑤ 事務局長は、事務局を総括し、諸会議に出席して会務の推進事務を行う。

地 区 委 員

第 11 条 この会の地区ごとに地区委員をおくことができる。

- ② 地区委員は、当該地区の幹事が推薦し、幹事会で承認された者とする。
- ③ 地区委員の数は、各地区の状況を勘案して幹事会で決める。
- ④ 地区委員の任期は総会終了時から翌々年の総会終了時までとし、在任期間の制限は定めないものとする。
- ⑤ 地区委員は、担当区域の会員を把握するとともに、地区幹事を補佐して事業活動の推進に協力する。

会 議

第12条 この会に次の会議をおく。

1. 総 会
2. 幹 事 会
3. 地区総会
4. 委 員 会

総 会

第13条 総会は原則として毎年1回4月に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

- ② 総会は役員と代議員で構成する。
- ③ 総会の代議員は、幹事会においてその年度の出席者を決めるものとし、その選出に当たっては地区委員を優先して決める。ただし、代議員総数は30名以内とする。
- ④ 総会の議事は、出席者の過半数の承認をもって決定する。
- ⑤ 総会には次の事項を付議する。
 1. 事業報告および収支報告
 2. 事業計画および収支予算
 3. 役員を選任
 4. 規約の改定
 5. その他幹事会が必要と認めた事項

幹 事 会

第14条 幹事会は、原則として毎月1回会長が招集する。

- ② 幹事会は、会長、副会長、幹事および事務局長で構成し議長は会長があたる。但し、九州ブロックの幹事は原則として3ヶ月に1回出席するものとする。
- ③ 幹事会は、総数の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の承認をもって決定する。
- ④ 幹事会では次の事項を付議する。
 1. 総会に付議する事項
 2. 総会での承認事項の執行に関する事項
 3. 総会の承認を必要としない会務に関する事項
 4. 原則外の事項
- ⑤ 監査役は幹事会に於いて、幹事会の付議する事項に監査役の意見を述べる事ができる。

地 区 総 会

第15条 地区総会は、毎年1回第13条で定める総会終了後に地区幹事が招集する。

- ② 地区総会は、その地区所属の会員で構成する。
- ③ 議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- ④ 地区総会には次の事項を付議する。
 1. 第13条で定める総会の報告
 2. 地区活動報告
 3. 地区活動計画
 4. その他地区として必要と認められる事項
- ⑤ 地区総会は、社会的事情により幹事会にて開催の中止を決議することができる。

| | |
|-------|--|
| 委 員 会 | 第16条 この会の運営・活動上、必要ある場合は、幹事会の議を経て委員会を設けることができる。 |
| 会 計 | <p>第17条 この会の会計は次の通りとする。</p> <p>1. 一般会計（会の運営に関し、助成金を財源とする会計）</p> <p>2. 会員会計（会員の慶弔見舞、親睦活動等に関し、会費を財源とする会計）</p> <p>慶弔見舞に関する基準は別表に定める。</p> <p>② 会計の収支予算および収支決算は、総会の承認を得なければならない。</p> <p>③ この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>④ 会員がその身分を失った場合は、この会の資産に対していかなる請求もすることができない。</p> |
| 事 務 局 | 第18条 この会の事務を推進するため事務局を置く。 |
| 改 廃 | 第19条 この規約の改廃は、総会の決議による。 |
| 付 則 | <p>第20条 この規約に定めのない事項および必要な事項は幹事会で決める。</p> <p>② この規約は2004年4月24日から実施する。</p> <p>③ この規約は2007年4月27日から実施する。</p> <p>④ この規約は2008年4月24日から実施する。</p> <p>⑤ この規約は2009年4月23日から実施する。</p> <p>⑥ この規約は2010年4月22日から実施する。</p> <p>⑦ この規約は2011年4月21日から実施する。</p> <p>⑧ この規約は2013年4月18日から実施する。</p> <p>⑨ この規約は2014年4月17日から実施する。</p> <p>⑩ この規約は2015年4月16日から実施する。</p> <p>⑪ この規約は2016年4月14日から実施する。</p> <p>⑫ この規約は2017年4月13日から実施する。</p> <p>⑬ この規約は2018年4月12日から実施する。</p> <p>⑭ この規約は2019年4月17日から実施する。</p> <p>⑮ この規約は2020年4月18日から実施する。</p> <p>⑯ この規約は2021年4月24日から実施する。</p> <p>⑰ この規約は2022年4月23日から実施する。</p> <p>⑱ この規約は2023年4月16日から実施する。</p> <p>⑲ この規約は2024年4月13日から実施する。</p> <p>⑳ この規約は2025年8月 1日から実施する。</p> |

入会金・年会費に関する基準（規約第6条1項の別表）

| 区分 | 内容および基準 | | |
|----|------------|---------------|----------------|
| 会費 | 入会金 年会費 | 2018年7月末までの入会 | 2018年8月1日以降入会 |
| | | 3万円 3千円 | 1万5千円 3千7百円 |

改定日2018年4月12日

慶弔見舞に関する基準（規約第17条2項の別表）

| 区分 | 内容および基準 | | |
|----|---|---------------|---------------|
| 慶事 | 長寿祝 古希(70歳) 傘寿(80歳) 卒寿(90歳) 百寿(100歳) 金婚祝 | 2018年7月末までの入会 | 2018年8月1日以降入会 |
| | | 5千円 | 無し |
| | | 1万円 | 1万円 |
| | | 1万円 | 1万円 |
| | | 1万円 | 1万円 |
| 弔事 | 香典 会員が逝去された場合 1万円 会員の配偶者が逝去された場合 5千円 (1) 香典の申請は、逝去後1年以内とする。 弔事メッセージカード 会員および会員の配偶者 | | |
| | | | |
| 見舞 | 傷病 ・会員が10日以上入院された場合は、傷病名に拘わらず5千円の見舞をする。 (傷病が同一または、一連の症状で1年以内に通算10日以上入院も対象とする。) (1) お見舞いを受領後、その退院日を起点として1年以内の入院は対象外とする。 (2) 傷病見舞申請は、退院後1年以内とする。 | | |

改定日2024年7月1日

会員 所属地区 区分（規約第5条②項の別表）

| ブロック | 地区名 | 居住地の範囲 | ブロック | 地区名 | 居住地の範囲 |
|------|-----|---------------------------|---------|----------|---------|
| 福岡 | 北東 | 福岡市東・博多区、粕屋、古賀、福津、宗像他の県北部 | 九州 | 佐賀 | 佐賀県の全域 |
| | 西 | 福岡市中央・城南・西・早良区、糸島市 | | 大分 | 大分県の全域 |
| | 中 | 福岡市南区 | | 熊本 | 熊本県の全域 |
| | 南 | 春日市、那珂川市 | | 宮崎 | 宮崎県の全域 |
| | 南東 | 大野城市、太宰府市、筑紫野市、筑前町 | | 鹿児島 | 鹿児島県の全域 |
| | 筑後 | 小郡市、久留米市、朝倉市、その他県南東部 | 長崎 | 長崎県の全域 | |
| | | | 遠隔地・その他 | 上記以外の遠隔地 | |

改定日2019年4月17日